砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 7 日

## 鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称	住所(主た	砂利採取場	採取をする	認可の内容			認可年月
及び代表者	る事務所	の所在地及	砂利の種類	亦軍事伍	変更前の内	変更後の内	日
の氏名)	の所在地)	び面積	及び数量	変更事項	容	容	
千馬商会	鳥取市湖	鳥取市三津	砂	認可の期	平成17年8	平成17年8	平成19年
代表者	山町北三	大浜ノー	(24, 074. 70	間	月31日から	月31日から	10月26日
千馬 高広	丁目468	1102-1外	立方メート		平成19年8	平成20年8	
		6筆	ル)		月30日まで	月30日まで	
		(8, 144. 38					
		平方メート					
		ル)					